

## 業務委託仕様書

### 1 委託業務名

仙山連携による大阪圏に向けた冬の誘客プロモーション事業

### 2 委託業務の目的

- ・ 全国旅行支援が開始され、今後も旅行需要の回復や、遠方への旅行検討者の増加が期待できる。そこで、仙台・山形両空港との就航地である大阪向けに誘客プロモーションを実施し、仙台・山形への誘客を図る。
- ・ 本事業は、1～2月頃の秋保温泉及び作並温泉への宿泊促進を目的として実施するものであり、仙台市の観光コンテンツと、同時期にハイシーズンを迎える山形蔵王の樹氷をはじめとした山形市の観光コンテンツ等を組み合わせて発信する。
- ・ 本事業のプロモーションについては、本市が実施しているデジタルを活用したマーケティングやプロモーションのデータに基づきターゲットを選定し、東北と距離がある大阪の読者に対して、仙台・山形の観光資源や魅力の認知・興味関心の獲得を目的として、地域情報誌やフリーペーパー等、読者の興味関心の有無によらず接触できる媒体を活用するものである。

### 3. 委託業務期間

契約締結日から令和5年3月17日まで

### 4 委託業務内容

#### (1) 大阪の地域情報誌やフリーペーパーへの記事掲載

大阪を中心に毎号10万部以上発行されている地域情報誌やフリーペーパー等に仙台市への宿泊促進及び山形市への誘客に資する記事を1回以上掲載すること。

掲載内容については、以下の通りとし、1～2月の誘客に資する効果的な内容、掲載時期を検討のうえ実施すること。

- ① 20～40代の女性を主なターゲットとして設定する
- ② 仙台市の歴史・文化や自然・景観、グルメ、秋保温泉・作並温泉等の多様な魅力を訴求する
- ③ 東北の冬のキラーコンテンツである山形蔵王の樹氷等の山形市の観光素材を掲載する
- ④ 大阪からの飛行機でのアクセスの良さを訴求する
- ⑤ 仙台市内の多様な魅力と山形蔵王等を楽しむ2泊3日の周遊の行程等により、仙台旅行の楽しみ方を訴求する

また、地域情報誌やフリーペーパーと関連するウェブサイト等にも情報を掲載し、更なる効果の波及を図ること。

#### (2) 相乗効果が期待できる独自の取り組み等

上記の業務に加え、本事業の目的達成に貢献し、相乗効果が期待できる独自の取り組み

を実施すること。

### (3) 実施結果の分析及び報告書の作成

本事業による今冬の実誘客数等の把握や、ウェブ等のアクセス分析等による効果測定に関する手法の提案を行い実施すること。本事業の内容とその結果、今後のプロモーションに関する提案を取りまとめ、事業報告書（A4版）を作成し、紙及び電子ファイル（PDF形式）を指定する納入期限までに提出すること。

納入期限：令和5年3月17日

## 5 契約に関する条件等

### (1) 著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

### (2) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (3) 個人情報の保護

受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に発注者の了解を得た場合を除き、原則として、複製、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用后速やかに処分すること。

### (4) 再委託の禁止

受注者は、本業務実施における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等について再委託することはできない。その他業務の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

## 6 その他

(1) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

(2) 本業務にあたり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、発注者が所有権を放棄する場合を除き、発注者に所有権が帰属するものとする。